

# 災害廃棄物一次仮置場 設置運営の手引き

令和5年3月

滋賀県 琵琶湖環境部 循環社会推進課

環境省 近畿地方環境事務所



## 目 次

1. はじめに.....	1
(1) 目的 .....	1
(2) 本手引きの位置づけ.....	2
(3) 仮置場設置のポイント.....	2
2. 初動における住民への周知.....	5
3. 仮置場の選定.....	5
(1) 仮置場候補地の選定.....	5
(2) 仮置場の決定.....	5
4. 管理体制、レイアウト等の決定.....	7
(1) 仮置場のレイアウトの決定.....	7
(2) 必要資材等の確保.....	9
(3) 管理人員の確保.....	17
5. 仮置場開設の準備.....	18
(1) 現地での準備.....	18
(2) 住民への周知.....	20
6. 仮置場の運営・管理.....	22
(1) 搬入 .....	22
(2) 選別・保管.....	23
(3) 搬出 .....	25
7. 委託する場合.....	26
(1) 発災当日 .....	26
(2) 発災後数日内.....	26
<b>【巻末資料1 災害廃棄物一次仮置場設置運営の手引きに関する参考文献】.....</b>	<b>1</b>
<b>【巻末資料2 災害廃棄物対策指針(改訂版)資料編【18-3】】.....</b>	<b>2</b>
<b>【巻末資料3 仮置場レイアウトの事例】.....</b>	<b>9</b>



## 1. はじめに

---

### (1) 目的

滋賀県では、災害に伴い、大量に発生する災害廃棄物の処理に備え、平成 30 年 3 月に「滋賀県災害廃棄物処理計画」を、平成 31 年 3 月には、「災害廃棄物広域処理業務マニュアル」を策定するなど、平常時や発災後にとるべき対策や手順等の整理を進めてきた。

しかしながら、災害廃棄物処理計画等の策定のみでは実際の災害対応において十分ではないと考えられる。

他県では、平成 30 年 7 月豪雨の際に、処理計画が作成されていたものの、具体的な対応方法や手順が定められていなかったことや、あらかじめ具体的な仮置場の候補地を選定していなかったことにより、不適切な場所へ仮置場を設置してしまうなど、初動時に混乱が生じた事例が多数見られた。

そこで、滋賀県では、令和 4 年度に環境省近畿地方環境事務所 災害廃棄物処理府県提案型モデル事業(近畿ブロック)により、災害時における市町職員の災害廃棄物対応に関する知見や能力の向上を目的とした、図上訓練及び模擬訓練（以下、「令和 4 年度訓練」という）を一般社団法人滋賀県産業資源循環協会と連携して実施した。



訓練の様子（午前：図上訓練）



訓練の様子（午後：現地訓練）

訓練において仮置場を設置・運営する手順を疑似体験し、見つかった課題等を踏まえつつ、初動の中でも特に重要である一次仮置場を設置し運営する手順を取りまとめ、各市町において速やかな一次仮置場の開設を可能となるよう、「災害廃棄物一次仮置場設置運営の手引き」を策定する。

## (2) 本手引きの位置づけ

本手引きは、滋賀県災害廃棄物処理計画の記載内容を具体化し、災害廃棄物処理の主体となる市町において、一次仮置場を設置・運営する上で、必要となる事項を取りまとめたものである。

各市町においては、本手引きを参考に、あらかじめ一次仮置場の設置運営に向けた備えをするほか、発災時に活用することを想定している。また、各市町が、地域の実情に合わせて独自に仮置場設置運営の手引きやマニュアル等を作成することも望ましい。

なお、仮置場には、「集積所」や「二次仮置場」といった種類があるが、ここでは、**市町が設置・運営を行う「一次仮置場」を対象**として取りまとめる。

表 1-1 仮置場の主な種類

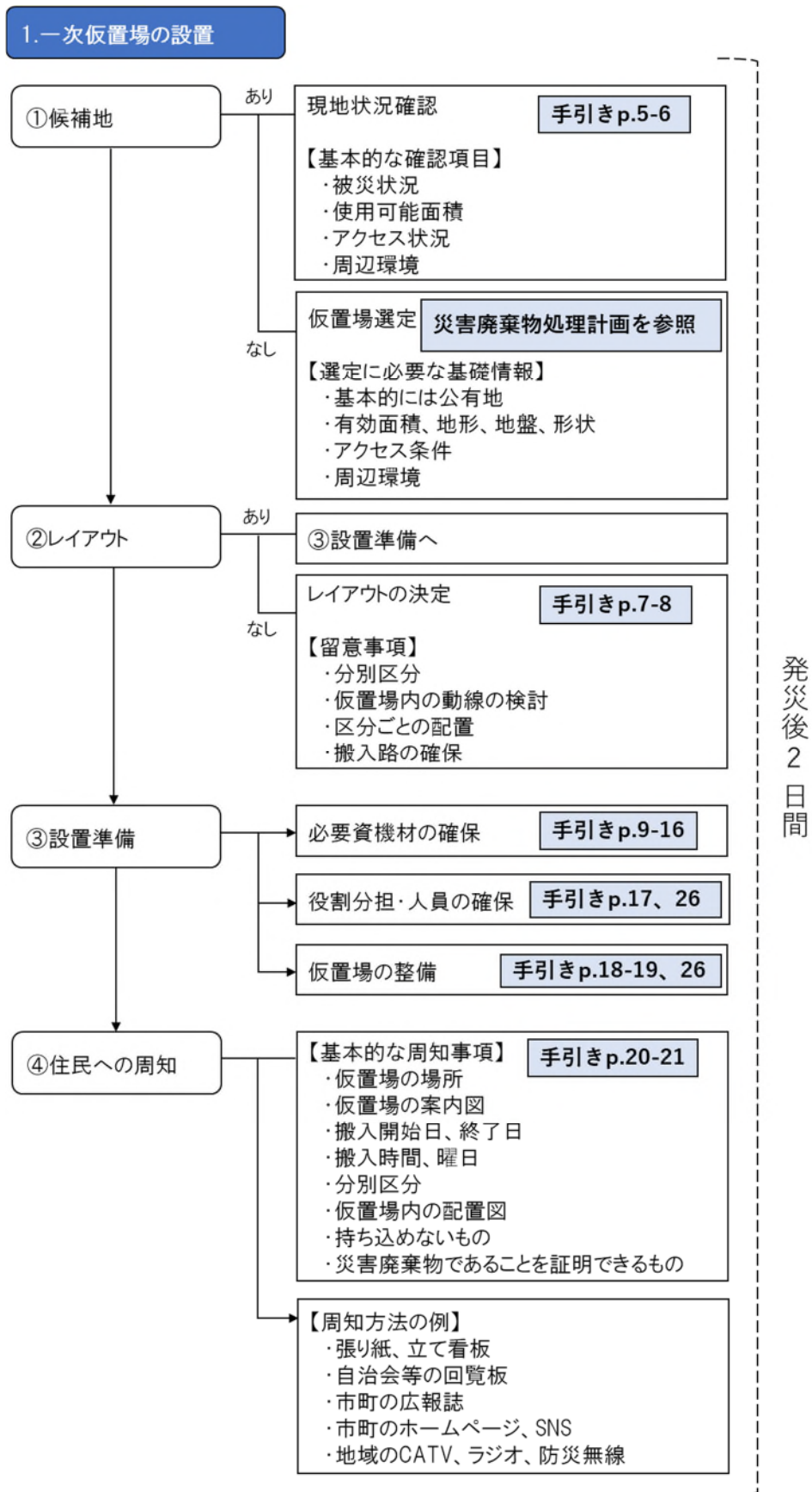
種 類	概 要
集積所	・被災住民が災害廃棄物を直接搬入する場所。 ・手作業による簡単な分別作業は行うが、重機等による作業は行わない。
一次仮置場	・災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所。 (二次仮置場での保管・処理を行うまでの間に集積)
二次仮置場	・一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別(一次仮置場より詳細な分別)や、仮設の破碎・選別機等を設置して処理を行う場所。

赤枠：本手引きで対象とする一次仮置場(※ただし、住民が直接搬入することもできる一次仮置場と想定)

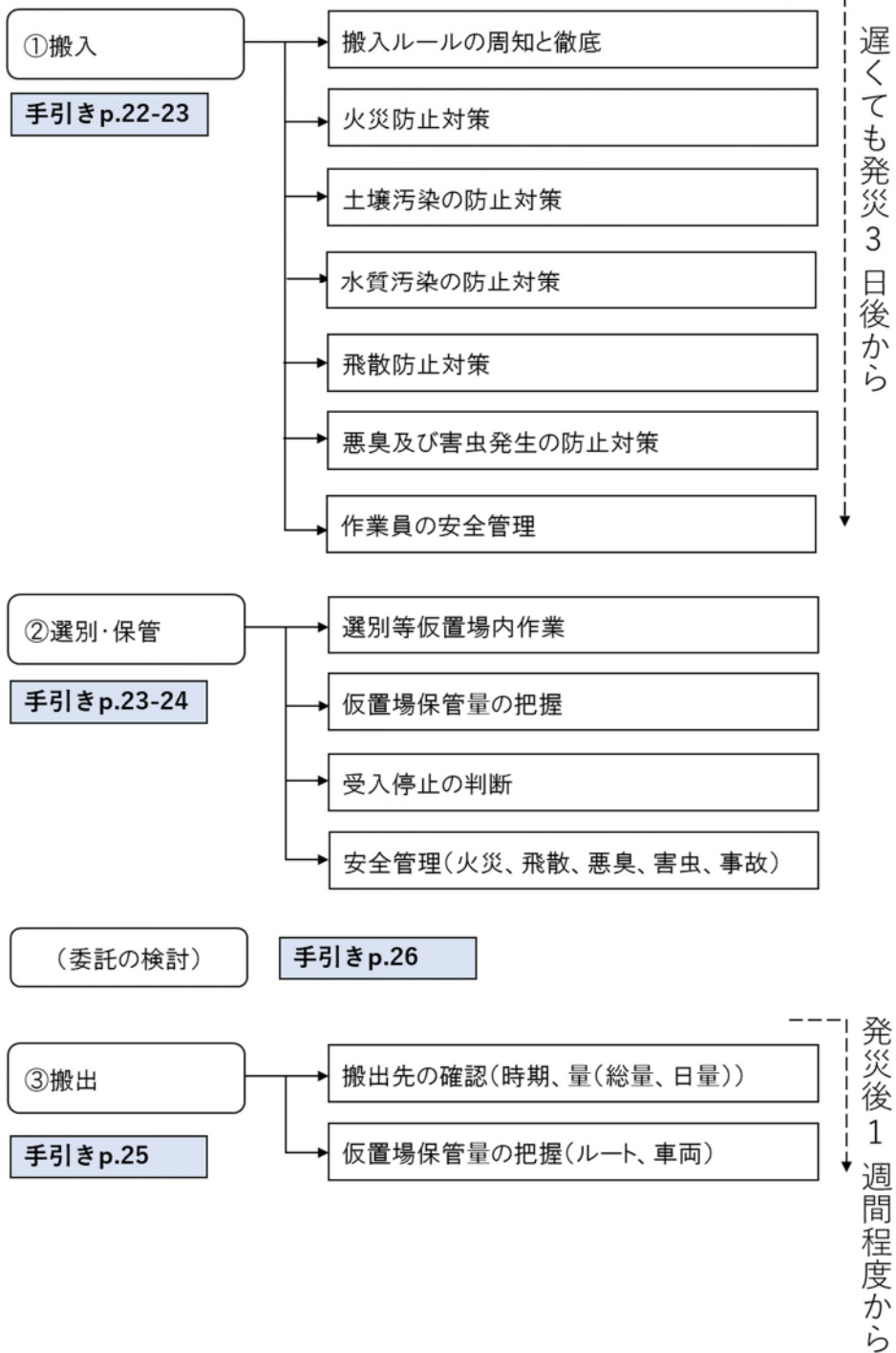
## (3) 仮置場設置のポイント

☆どこに設置するのか	仮置場の決定・周知
★いつから設置するのか	開設日の決定・周知
☆誰が管理するのか	人員の確保
★誰が持ち込んでよいのか	ルールの周知
☆どんなものを持って行ってよいのか	廃棄物区分の決定・ルールの周知

<一次仮置場設置のフロー>



2. 一次仮置場の運営・管理





## 2. 初動における住民への周知

仮置場の開設までに、住民への必要な周知を行う。発災直後に、具体的な仮置場の場所、受入時間等を周知することは困難であると想定されるが、住民によって家の前や道路上等に無秩序に片付けごみ等が集積されるような状況が発生しないように、仮置場設置のスケジュールや注意事項など必要な周知を行う。

## 3. 仮置場の選定

### (1) 仮置場候補地の選定

- ▶ あらかじめ仮置場の候補地を選定しておく。
  - ・ 「災害廃棄物対策指針(改訂版)資料編【18-3】」(巻末 P2~8)を参考として、仮置場の候補地を選定する。
  - ・ 上記資料の条件をすべて満たす場所を見つけられる可能性は低いため、使う際に注意する必要があることを踏まえた上で、リストアップしておく。(例えば、他の用途として設定されていても、使用されないこともあり得るほか、舗装されていないくとも鉄板を敷くこと等で使用可能となる場合もある。)
- ▶ 発災後直ちに場所等を確認できるように、仮置場候補地の一覧表を作成し、地図にプロットしておく。
- ▶ 可能な限り、あらかじめ候補地の現地調査を実施し、出入口、道路幅員等について確認しておく。

表 3-1 仮置場候補地一覧の例

施設名	所管部署 (連絡先)	所在地	面積 (㎡)	搬入出可能な 車両の大きさ	備考 (災害時の 利用状況)

※発災時に迅速に対応できるように連絡先についても記載しておくことが重要。

### (2) 仮置場の決定

- ▶ あらかじめ定めた仮置場候補地から、改めて、「災害廃棄物対策指針(改訂版)資料編【18-3】」および以下の事項を参考として、使用する仮置場を決定する。その後、関係部局や周辺住民へ説明する。
  - ・ 被災により使用不能になっていない
  - ・ 被災によりアクセスが大幅に制限されていない
  - ・ 災害時に他の用途で使用されていない(避難所、ヘリポート等)
  - ・ 用途地域としての指定がある場合は、利用方法の確認

- ・被災者が車両等により自ら搬入できる範囲（住民による自己搬入を想定していない場合はこの限りではない）
  - ・可能な限り広く（目安は 3,000m<sup>2</sup>以上）、長期間使用できることが望ましい（3,000 m<sup>2</sup>未満であっても工夫次第で活用可能となる場合もある）
- ▶ 水害の場合は、水が引いた直後から片付けごみが排出され、自治体が指定した場所以外に住民が独自で利用する自主的な仮置場が設置される場合もあるため、速やかに市町による設置を検討する（平成 30 年 7 月豪雨における広島県内の事例では、最短で翌日から仮置場を設置した自治体もある）。
- ▶ やむなく学校や住家が近接している場所を仮置場として使用せざるを得ない場合は、使用期間中に大気、騒音、振動等の環境モニタリングを行う等、周辺への影響を確認し、優先的に災害廃棄物を撤去すべき仮置場を把握しておく（仮置場の設置は過去の事例からすると、1 年間程度以上に及ぶことが想定される\*）。
- ▶ 住民から苦情が生じた際には、具体的な内容を聞き取りの上、必要な環境保全対策を講じる。

※出典：仮置場の設置と留意事項（第一報）（震災対応ネットワーク・国立環境研究所）

表 3-2 環境保全対策の例

想定される苦情	環境保全対策	効果
土埃等で周囲が汚れる。	散水	粉塵の飛散を防止する。
細かい（軽い）廃棄物が飛んでくる。 廃棄物の山を見たくない。	仮囲い	廃棄物の飛散を防止する。 住民から廃棄物が見えないようする。
重機の音がうるさい。	防音シート	騒音を軽減させる。
仮置場周辺の道路が汚れている。	道路清掃	周辺道路を定期的に清掃し清潔を保つ。
汚水が流れている（雨水・排水処理についての苦情）。 ※仮置場の規模、排水の水質によっては必要に応じ設置	水処理	公共用水域の水質汚濁を防止する。

**【東日本大震災の事例】**

岩手県、宮城県、仙台市等では、仮置場内で災害廃棄物に接触した雨水等はいったん集水して油分等の除去や土砂等の沈殿処理を行い、生活系の汚水等は浄化槽で処理する等、排水処理施設で処理した後に放流し、公共用水域の水質汚濁防止に努めた。

出典：東日本大震災により発生した被災 3 県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録（平成 26 年 9 月、環境省東北地方環境事務所・一般財団法人 日本環境衛生センター）

## 4. 管理体制、レイアウト等の決定

### (1) 仮置場のレイアウトの決定

- ▶ 仮置場ごとに分別区分を定め、保管位置を決める。
- ▶ 分別区分は次の区分および平時のごみ処理区分を参考に決定する。
- ▶ 仮置場内を円滑に通行できるように一方通行の動線とするよう努める。
- ▶ 渋滞緩和のため、入口から数台分の待機スペースを取っておくことが望ましい。
- ▶ 搬出する際には大型車を使用することが想定されるため、搬出車の進入・退出路や作業スペースについても考慮してレイアウトを決定する。
- ▶ 本手引きのP9以降に記載する必要資材、必要人員、運営上の安全、環境対策等の記載事項にも留意して、レイアウトの決定や開設の準備を進める。

表 4-1 分別区分の例

分別区分	具体例
①木くず	木製家具、机、椅子、食器棚
②金属くず	スチール家具、自転車、鍋・やかん
③可燃物	布類（洋服、ぬいぐるみ）、紙類（本等）、プラ類
④不燃物	ガラス、陶磁器、瓦、ブロック
⑤畳・布団・敷物類	畳・布団、カーペット、ソファ
⑥廃家電	家電 4 品目、小型家電
⑦有害廃棄物・ 処理困難物	消火器、ガスボンベ、農薬、バッテリー、スプリングマッ トレス
⑧土砂	土砂（土のう袋）

注：家電類は便乗ごみの排出を促進する可能性もあるため、自治体判断により仮置場レイアウトから除外したり、クリーンセンター等管理可能な場所への直接持込に限定したりすることも考えられる。

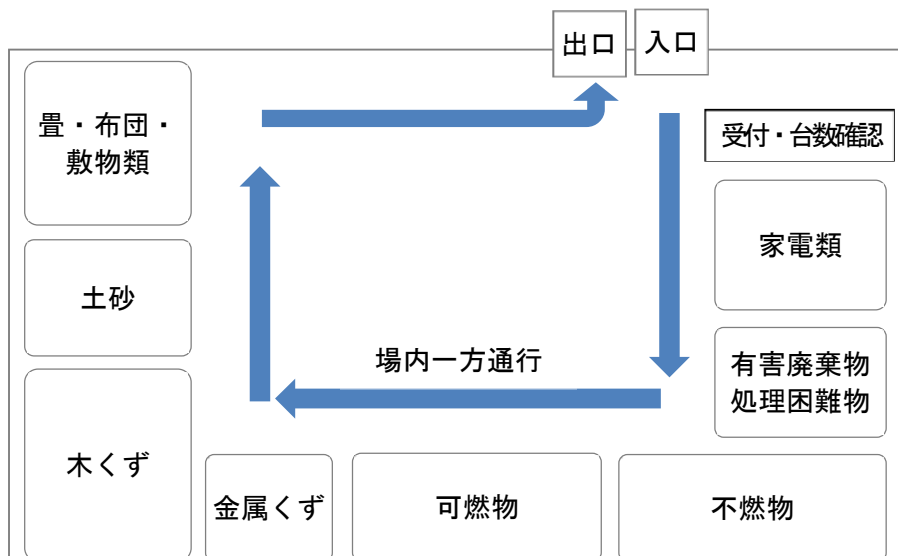
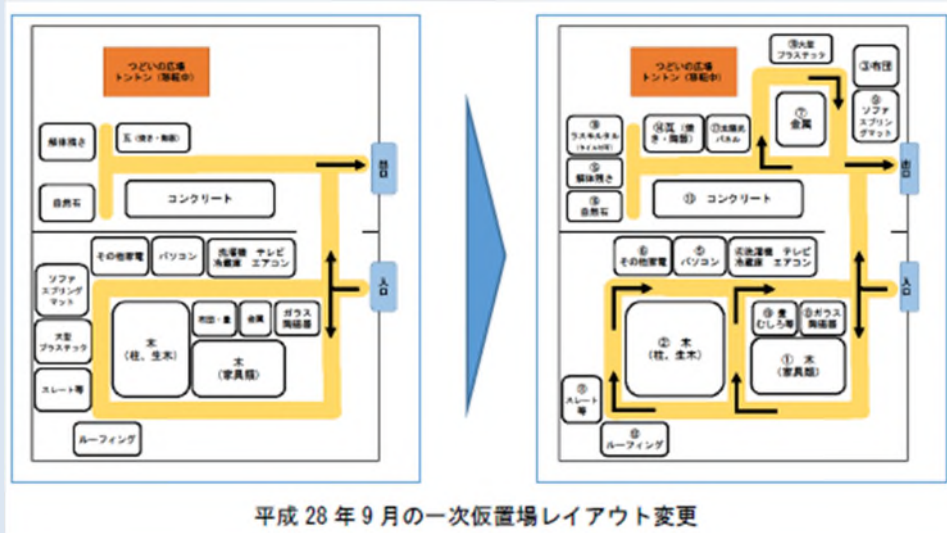


図 4-1 標準的な仮置場レイアウト

注：災害の種類により配置の割合は変更する必要あり（地震時はがれき類等が増え、風水害時には畳（い  
とん、マットレス）が増える等）

【渋滞緩和事例① 仮置場レイアウトの変更】

仮置場の整理が進むに連れて、仮置場内に未活用スペースが生じる場合もある。搬入車両の渋滞の解消策として仮置場のレイアウトを抜本的に変更することで、未活用部分にも置場を配置し、円滑な利用が可能となった事例もある。

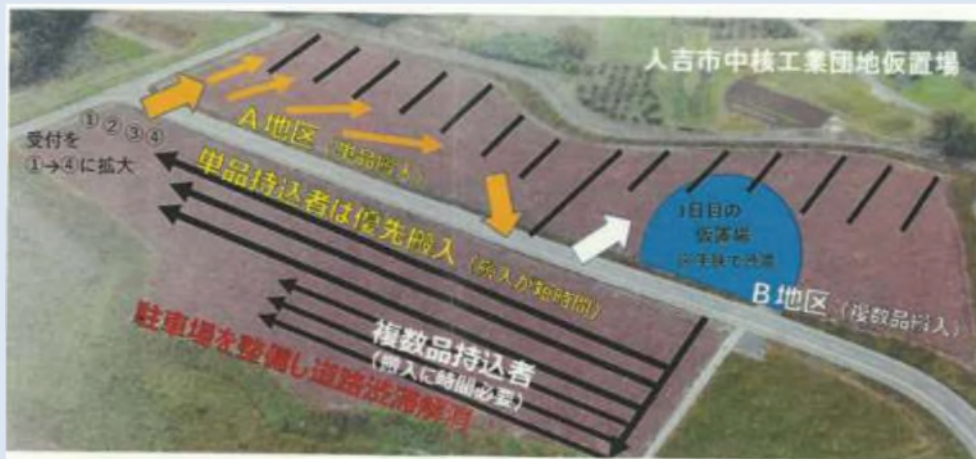


平成 28 年 9 月の一次仮置場レイアウト変更

出典：平成 28 年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録(平成 30 年 3 月、益城町)

【渋滞緩和事例② ファストレーン方式】

分別して持ち込みを行った場合には優先的に案内することとし、チラシの配布等で周知することで、搬入時間の短縮、渋滞の緩和を促す方式。



出典：近年の自然災害における災害廃棄物対策について(令和2年 10 月 29 日、環境省)

## (2) 必要資材等の確保

- 仮置場の設置運営に必要な資機材を確保する。
- 災害時に不足することが予想される資機材については、あらかじめリストアップしておき、可能なものについては市町で備蓄しておく。また、関係団体等の所有する資機材のリストを事前に作成し、連携・協力体制を確立しておく。

表 4-2 一次仮置場における必要資機材例（1/4）【設置関係】

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（侵入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○	
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○	
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○
	受付用品	搬入受付	○	

### 【設置】

#### ・敷鉄板、砂利

重機での作業や大型車両が走行できるよう、またぬかるみを防止するため、敷鉄板や砂利等を敷設する。



#### ・出入口ゲート、チェーン、南京錠

保安対策（侵入防止）、不法投棄の防止、盗難防止を目的に、仮置場出入口にゲートを設け、人や車両の出入りを管理する。夜間はゲートを閉め施錠する。



出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編 【技 17-1】（平成 30 年 3 月、環境省）

・案内板、立て看板、場内配置図、告知看板

運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分、場内の配置及びお知らせ、注意事項などを表示するため、案内板や立て看板、場内配置図、告知看板を設置する。



・コーン標識、ロープ

廃棄物を種類別に仮置きする区域及び車路等を示す。また仮置場での事故防止のため、重機の稼働範囲をコーンで囲うなど、立ち入り禁止区域を設けて、安全管理を徹底する。

・受付（受付用紙等の備品を含む）

住民等が一次仮置場へ災害廃棄物を搬入する際に受け付けるための設備。簡易なテントを設置する場合や、スペースの状況によっては受付職員を配置するのみの場合もある。受付を効率的に行える形式とする。



出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編 【技 17-1】（平成 30 年 3 月、環境省）

表 4-3 一次仮置場における必要資機材例（2/4）【処理関係】

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○	
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○
	運搬車両（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）	災害廃棄物の搬入・搬出	○	

【処理】

・フォーク付のバックホウ等

廃棄物の粗分別や粗破碎、積み上げ、搬出車両へ積み込み等を行う。



・移動式破碎機

処理先の要望に応じて、木くずやコンクリートがら等を一定の大きさに破碎する。一次仮置場に設置したほうが効率的・処理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



・運搬車両

（パッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）

仮置場へ災害廃棄物を搬入する。

処理先へ災害廃棄物を搬出する。

アームロール車は荷台をコンテナ替わりに使うことも可能である。



出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編 【技 17-1】（平成 30 年 3 月、環境省）

表 4-4 一次仮置場における必要資機材例（3/4）【作業員関係】

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○	
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○

【作業員】

- ・ 保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓

仮置場の作業員は、アスベスト吸引防止のための保護マスク（国家検定合格品）や、安全対策（有害廃棄物、危険物対策、騒音対策）としてめがね、手袋、安全（長）靴（踏み抜き防止）、耳栓（必要に応じて）を装着して作業を行う。



- ・ 休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ

一次仮置場へ配置された職員や作業員が昼食をとったり休憩するためのスペース。一次仮置場の近傍にトイレがない場合は、仮設トイレを設置する必要がある。仮置場の規模等を勘案し、必要に応じて設置する。



- ・ クーラーボックス

休憩時の飲料水を保管するため、必要に応じて準備する。

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編 【技 17-1】（平成 30 年 3 月、環境省）



表 4-5 一次仮置場における必要資機材例（4/4）【管理関係】

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○
	飛散防止ネット	飛散防止		○
	防塵ネット	粉塵の飛散防止		○
	タイヤ洗浄設備、散水設備、散水車	粉塵の飛散防止		○
	発電機	電灯や投光器、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○
	消臭剤	臭気対策		○
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○
掃除用具	仮置場その周辺の清掃（美観の保全）		○	

【管理】

・簡易計量器

災害廃棄物の受入、選別後物の搬出時に計量を行うための設備。一次仮置場に設置したほうが管理しやすい場合等、必要に応じて設置する。



出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編 【技 17-1】（平成 30 年 3 月、環境省）

#### ・シート

有害廃棄物や危険物等の保管場所の土壌汚染を防止するため、シートを設置してから廃棄物を仮置きする。また、降雨により内容物が漏出する懸念があるものについては、ブルーシート等で覆う（可能ならば倉庫等に収容）等の対策を行う。また強風等による飛散防止にも活用できる。



#### ・仮囲い

廃棄物の飛散防止や保安対策（外部からの侵入防止）、不法投棄や盗難防止のため、敷地の周囲に設置する。必要に応じて、仮囲い上部に防塵ネットを設置する。人家等に近接する場合には、騒音の低減や景観に配慮する。



#### ・飛散防止ネット

廃棄物の飛散防止を目的に設置する。



#### ・防塵ネット

廃棄物の飛散防止や粉じん対策として設置する。



出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編 【技 17-1】（平成 30 年 3 月、環境省）

・タイヤ洗浄設備、散水設備、・散水車

処理施設から場外への粉じんの飛散防止、運搬車両からの粉じんの飛散防止対策として、運搬車両のタイヤに付着した土を洗い流すための洗浄設備を設置する。また搬出入道路や場内道路に散水したり、ロードスウィーパー等により清掃する。



・発電機

電気が通っていない場所に仮置場を設置する場合、電灯や投光機、水噴霧の電力を確保するため、必要に応じて設置する。また休憩スペースにおける冷暖房の稼動用（猛暑・寒波対策）に必要なに応じて設置する。



・消臭剤

臭気対策として、悪臭の発生源に対して消臭剤を散布する。



・殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤

害虫対策として、必要に応じて害虫の発生する箇所に殺虫剤、防虫剤を散布する。

また害獣対策として、必要に応じてねずみ駆除を実施する。



※災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については、公益社団法人日本ペストコントロール協会、一般財団法人日本環境衛生センター及び公益財団法人におい・かおり環境協会などに相談ができる。

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編 【技 17-1】（平成 30 年 3 月、環境省）

- ・放熱管、温度計、消火器、防火水槽

堆積物内部の放熱のため放熱管を設置したり、可燃物内の温度や一酸化炭素濃度の測定を行うことで、廃棄物の火災を防止する。また万一、火災が発生した場合に備え、消火器や防火水槽を設置する。



- ・掃除用具

仮置場及びその周辺的美観の保全を目的に、準備した掃除用具で掃除する。

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編 【技 17-1】（平成 30 年 3 月、環境省）

### (3) 管理人員の確保

- 仮置場における次の管理業務を実施するために必要な人員を決め配置する。
  - ・ 仮置場およびその周辺の交通整理、車両誘導
  - ・ 搬入者の受付対応
  - ・ 車両からの荷下ろし、分別の手伝い、分別指導
  - ・ 搬入時間外の警備（不法投棄防止、盗難防止）
- 必要な人員は、職員のほか、協定に基づく無償支援、有償委託（建設業者、廃棄物関係業者、警備会社等）により確保し、常時複数人が作業に当たることのできる体制とする。

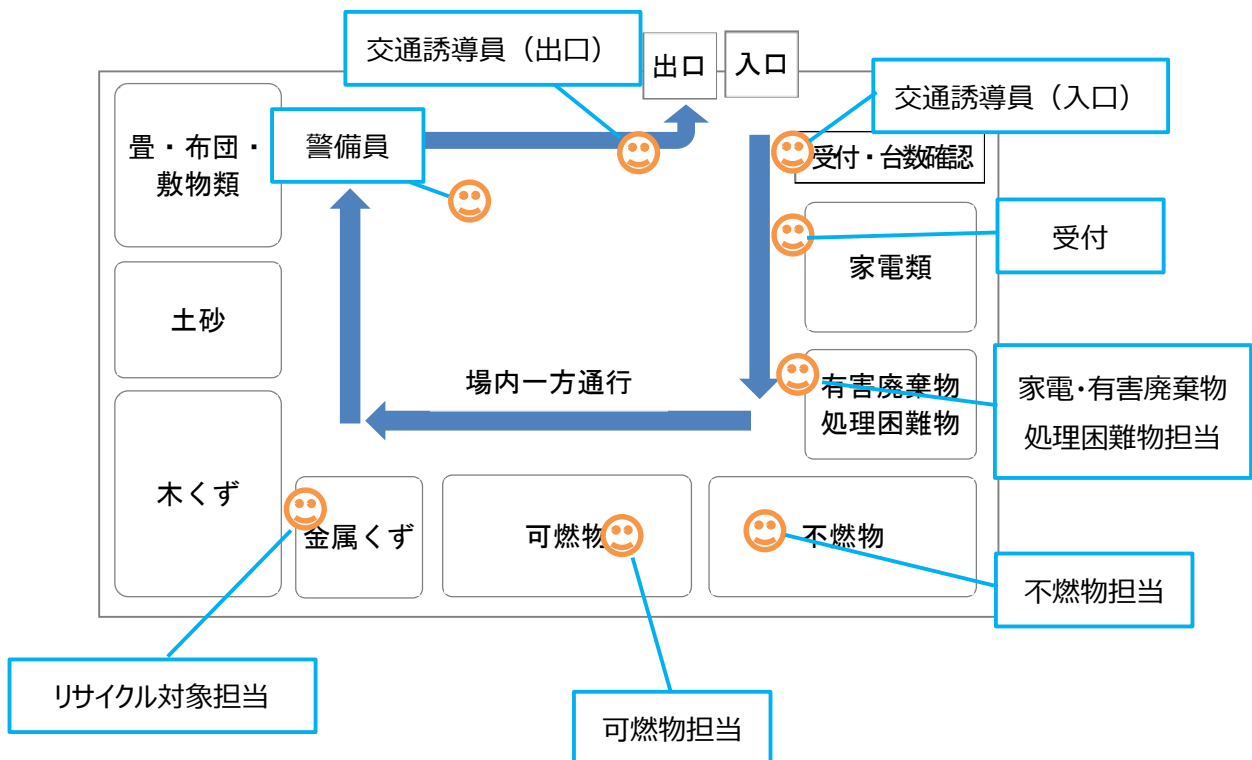


図 4-2 管理人員の配置例

表4-6 片付けごみの回収に必要な人員、車両・重機等（標準的なケース）の参考

	必要な人員、車両、重機等の参考
必要な人員	受付×1名、交通誘導員×1名、分別指導員×複数名、荷下ろし補助×複数名、警備員×1名
処理先へ搬出するための運搬車両	運搬車両の運転手
	10 トン車、平ボディ車、プレスパッカー車等 ※処理先の受入条件に応じて車両のサイズを選択する。
重機	重機のオペレーター
	グラブプル等のアタッチメント付バックホウ等

出典：災害廃棄物対策指針（改訂版）資料編【技 17-3】（平成 31 年 4 月 1 日改定、環境省）

## 5. 仮置場開設の準備

### (1) 現地での準備

仮置場の開設に向けて、次の事項に留意し現地での準備を進める。

- ▶ 管理用務に当たる人員の役割分担を決定する。特に、交通誘導員は搬入ルールが守られていない場合の対応についても確認をする。
- ▶ 全体レイアウトを確認する。必要であればロープや三角コーン等を用い、種類別の区画を明示する。また、分別種類を表示する（立て看板等）。
- ▶ 仮置場の地盤がアスファルト以外の場合、可能であれば敷鉄板等で養生しておく。
- ▶ 受付を設置し、受付ルールを確認する。受付後の搬入ルートについても確認する。
- ▶ 災害査定に備えて、写真や配置図等の記録を残しておく。可能であれば、仮置場ごとの日報として整理することを推奨する（表 5-1 参照）。

表 5-1 災害査定に備えた仮置場の記録内容例

記録内容	記録方法
仮置場の状況 （使用前、使用中、使用が終わった場合は使用后）	写真 ✓使用前の状況がわかるようにする。 ✓使用中の設備や使用機材も記録する。
搬入出の様子	写真、日報 ✓日報にある程度の搬入物等を記録しておくことが望ましい。 ✓廃棄物の動きがわかるように記録を残す。
搬入された廃棄物（種類別）	写真 ✓どのようなものが仮置場にある（あった）のかがわかるようにする。
配置がわかるもの	写真、図面 ✓仮置場返還時のトラブルを避けるため、どこに何を置いていたのかを記録する。
仮置場内の廃棄物量	写真、日報 ✓可能であれば、仮置場にある廃棄物量を定期的に記録する。 ✓測量が難しい場合は、概ねの形状・面積・高さ等を記録する。



写真 5-1 仮置場における開場案内  
(愛媛県大洲市、平成 30 年 7 月豪雨)



写真 5-2 仮置場の案内掲示例  
(大分県日田市、令和 2 年 7 月豪雨)



写真 5-3 仮置場における閉場案内  
(愛媛県宇和島市、平成 30 年 7 月豪雨)



写真 5-4 仮置場内の区分表示例  
(福岡県久留米市、令和 3 年 8 月豪雨)



写真 5-5 仮置場内の区分表示例  
(熊本県山江村、令和 2 年 7 月豪雨)



写真 5-6 仮置場内の区分表示例  
(千葉県芝山町、令和元年房総半島台風)

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）

## (2) 住民への周知

仮置場の開設に向けて、住民が混乱しないための周知を行う。主な広報内容を表 5-2 に、周知方法については表 5-3 に示す。

住民が災害廃棄物を搬入する際に、持ち込まれる災害廃棄物が分別されていない場合は、仮置場で分別して荷下ろしするように指導が必要となり、渋滞発生の要因ともなりうる。したがって、搬入時の渋滞緩和、円滑な処理・処分のためには、予め分別して搬入することを住民へ周知する必要がある。

表 5-2 主な広報内容

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 仮置場の場所、搬入開始日、搬入時間・曜日、搬入終了日<br/>※廃家電等の便乗ごみになりやすいものは、自治体等が管理可能な場所への直接持込に限定したり、引き取りの場合でも写真撮影および現物確認を必須とする等の工夫</li><li>・ 仮置場の案内図、分別方法別配置図</li><li>・ 分別方法（分別搬入の促進）</li><li>・ 仮置場に持ち込み不可であるもの（生ごみ（生活ごみ）、有害廃棄物、引火性のもの）と、それらの処理方法</li><li>・ 災害廃棄物であることの証明方法（住所記載の身分証明書等（罹災証明書は発行まで時間がかかる））</li></ul> |
|--|

表 5-3 主な周知方法

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 仮置場現地や避難所での張り紙や立て看板</li><li>・ 自治会等の回覧板</li><li>・ 自治会、公民館の掲示板</li><li>・ 市町の広報誌</li><li>・ 市町のホームページ、SNS、アプリ</li><li>・ 地域のCATV、ラジオ、防災無線</li></ul> |
|--|



## 災害により発生したごみの出し方・仮置場のご案内

●ごみは、通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。

●豪雨により家庭で使えなくなった家財等は、仮置場へ持ち込んでください。

### 注意事項

- ・冷蔵庫の中に入っている食品等はすべて出してください。
- ・危険なもの（バッテリー、消火器、ガスボンベ、灯油、農薬等）は、他のごみと分けてください。指定する日に収集します。
- ・ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。



■仮置場で、誘導員にしたがって決められた場所においでください

場所：○○○○○○○ ※裏面をご覧ください

開設期間：○月○日まで 9:00~16:00



高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話○○○-○○-○○○○）へ相談してください。

【問合せ先】○○町 環境生活課 環境衛生係 電話○○-○○○○

### 【仮置場案内図】



### 【○○仮置場】

場所：○○○○○○○  
開設期間：○月○日まで  
開設時間：9:00~16:00

### 【○○仮置場の分別配置図】

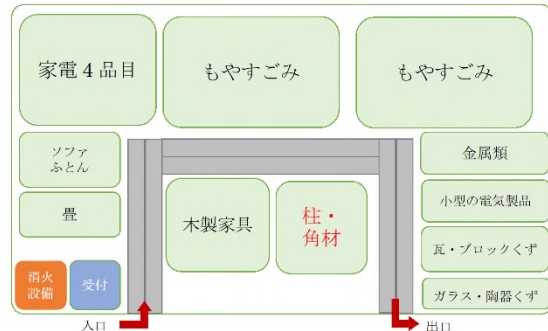


図 5-1 広報資料の例

出典：公益財団法人廃棄物・3R 研究財団 HP チラシ（例）

<https://www.jwrf.or.jp/research/disaster/index.html>

<様式1> 搬入物調査票

### 震災廃棄物搬入承諾申請書(兼減免申請書)

年月日

仙台市長

住所	(電話)
氏名	

震災に起因する廃棄物(震災ごみ)を市民用仮置場に搬入したいので、下記のとおり申請します。

搬入者の氏名	発生した場所
ごみの種類へ該当するものすべてに○	1 一辺が2mを超える大型家具
	2 一辺が2m以下の家具類(主に木製またはプラスチック製のもの)
	3 一辺が2m以下の家具類(主に金属製のもの)
	4 金属製品(家具類を除く)
	5 ガラス類、ガラス製品
	6 たたみ
	7 その他の燃えるごみ
	8 燃えないごみ(瓦、ブロック、土砂等)
	9 家電製品(テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、パソコンを除く)
	10 その他のごみ(具体的に: )

※裏面の注意事項を守ってください。搬入禁止物の持ち込みはできません。

### <搬入にあたり守っていただくこと>

1 搬入物の検査を受けること
2 市民用仮置場内では、最徐行すること
3 搬入物は、種類毎に指定場所に自ら降ろすこと
4 市民用仮置場内では、火気を使用しないこと
5 その他、係員の指示に従うこと

### <搬入できるもの>

1 仙台市内で、地震及び津波等により発生又は破損したごみであって、以下の「搬入できないもの」に該当しないごみ
--

### <搬入できないもの>

1 家庭ごみ、紙類、缶・びん等、プラスチック容器包装 ※収集再開後、集積所に排出してください。
2 事務ごみ
3 毒性、危険性、引火性を有するもの (電池、毒劇薬、農薬、溶剤、塗料、廃油、ガスボンベ、消火器、バッテリー火薬、ガソリン、灯油、ライター等)
4 火気のあるもの(燃え殻等)
5 著しい悪臭を発するもの、多量の汚水を排出するもの
6 法令でリサイクルが義務付けられているもの (テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、パソコン)
7 その他処理の難しいもの (ピアノ、排気量50cc超のオートバイ、タイヤ等)

図 5-2 受付票の例(仙台市の実施例)

出典：東日本大震災により発生した被災3県における災害廃棄物等の処理の記録（平成26年9月、環境省東北地方環境事務所・一般財団法人日本環境衛生センター）

## 6. 仮置場の運営・管理

仮置場の設置者は、次の事項に留意して管理を行う。また、運営方法については、定期的に見直しを行いながら状況に合わせて改善していく。

### (1) 搬入

#### 1) 搬入ルールの周知と徹底

- ▶ 災害廃棄物を円滑に搬入・搬出するため、仮置場の出入口や搬入経路、仮置場内の各所に誘導員・係員を配置する。
- ▶ 搬入の受付（搬入者の確認、搬入物の確認、搬上台数のカウント）、場内案内、分別指導、荷下ろし等の人員を確保し、混合ごみを抑制する。
- ▶ 薬品類やガスボンベ等の有害性・危険性のある処理困難物は適切に分別・保管し、早期に処理する。
- ▶ 仮置場への不法投棄防止のため、夜間の出入口の封鎖や看板の設置等の対策を講じる。



模擬訓練における受付の様子

(令和4年度訓練)

#### 2) 火災防止対策

- ▶ 木くずや可燃物は、高さ5m以上（たたみは2m以上）積み上げを行わないようにする等、火災発生を予防する。

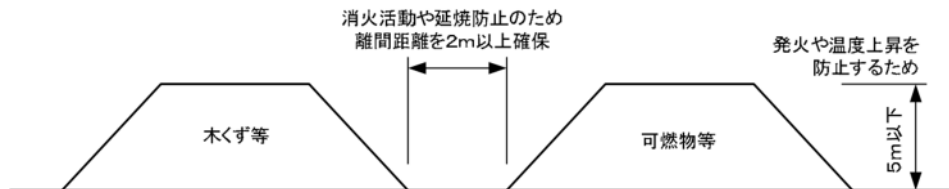


図6-1 理想的な仮置場の廃棄物堆積状況

出典：仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）（震災対応ネットワーク・国立環境研究所）

#### 3) 土壌汚染の防止対策

- ▶ 未舗装の仮置場には砕石や鉄板設置、仮舗装等により、車両・重機の通行確保や汚水の浸透防止を図る。
- ▶ 廃棄物の保管等による影響を把握できるようにするため、供用前の土壌をサンプリングしておくことが望ましい。特に、民有地を利用する場合にあっては、返却時の原状復帰の条件等を所有者とあらかじめ調整しておくことが重要となる。

#### 4) 水質汚染の防止対策

- 敷地内で発生する排水、雨水の適正処理
- 雨水排水の出口近傍や土壌汚染のおそれのある災害廃棄物が仮置きされていた箇所を調査
- 必要に応じて敷地内に遮水シートを敷設

#### 5) 飛散防止対策

- 災害廃棄物の飛散防止策として、場内及び廃棄物へ適宜散水を行い、また、スレート・壁材等をフレコンバッグに保管する等適切に対応する。
- アスベストを含む建材は家屋解体の段階で対処すべきであるが、アスベストを含有する可能性のある廃棄物が仮置場に持ち込まれた場合は、シート掛けやフレコンバッグに封入して飛散防止対策を講じる。
- 建築廃材を持ち込む場合はアスベストのモニタリングを行う等、必要な対策を講じる。
- 強風時は、仮置場の搬入を停止し、周囲への飛散防止に努める。



フレコンバッグによる保管

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル

#### 6) 悪臭及び害虫発生の防止対策

- 生ごみの持込禁止、薬剤の事前準備、散水等により、仮置場周辺の衛生環境を維持する。
- たたみや木質の家具等の腐敗により悪臭や害虫が発生する可能性がある場合は、適宜消臭剤や殺虫剤を散布する。

#### 7) 作業員の安全管理

- 作業は安全・衛生面に配慮した服装で行うものとし、防塵マスク、保護メガネ、安全靴等、必要な保護具を用意する。

## (2) 選別・保管

### 1) 選別等仮置場内作業

- 分別指導を適切に行うため、分別スペースには掲示板のみでなく管理職員を配置する。
- なるべく奥の方からごみを置いていく、重機による整理とかきあげを行う（仮置場管理業務として廃棄物処理業者に委託する）といった工夫により、効率的に土地を活用する。
- 分別区分ごとに運営側であらかじめ該当するごみを置いておく「見せごみ」の設置により、後から搬入する住民が前例に倣い分別された状態で廃棄物の仮置きが進み、混合ごみの発生を抑制する。
- 不法投棄や便乗ごみ禁止の掲示を行い、夜間等は閉鎖する。

## 2) 仮置場保管量の把握

- ▶ 仮置場が不足することを防ぐため、できる限り仮置場の保管量を把握しておく。
- ▶ 仮置場の余力が減ることで、廃棄物が混合化することが予想される。

## 3) 受入停止の判断

- ▶ 仮置場の余力に応じて、受入を停止する判断基準を定めておく。
- ▶ 追加の仮置場候補地を決定し、速やかに変更できるよう備える。

## 4) 安全管理（火災、飛散、悪臭、害虫、事故）

災害廃棄物の処理に当たり生じる周辺環境の衛生上の支障に対する対策について、表 6-1 に示す。また、粗選別及び、破碎・選別を行う作業場所について、環境調査を行うこと。作業環境モニタリング項目については、施工計画の内容に踏まえて、協議により決定する。

表 6-1 周辺環境の衛生上の支障への対策

環境衛生上の支障	対策
粉じん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粉じんの発生を極力抑えるため、必要に応じて場内散水・清掃を実施</li> <li>・一定以上の風速時には作業を調整・休止するよう、判断基準を設定</li> <li>・アスベストが仮置場に持ち込まれた場合、分別してシート掛けやフレコンバッグに封入して保管</li> <li>・可能な限り早い段階で一般大気中のアスベストを測定（災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成 29 年 9 月）を参照）</li> </ul>
悪臭・有害ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭等の発生を極力抑えるため、必要に応じて消石灰等を散布</li> <li>・著しい臭気を発生する災害廃棄物が確認された場合には、ドラム缶・フレコンバッグ等の容器に封入し、優先的に処理</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な作業時間帯、作業工程の設定</li> <li>・作業機械の整備不良による騒音等を生じさせないための十分な点検、整備の実施</li> <li>・作業待ち時の機械等のエンジンの停止</li> <li>・必要に応じて遮音施設（壁、シート等）を設置</li> </ul>
飛散、流出、地下浸透	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、飛散防止ネットや遮水シートを活用</li> <li>・衛生上支障と判断される災害廃棄物が確認された場合には、ドラム缶・フレコンバッグ等の容器に封入し、優先的に処理</li> </ul>
衛生害虫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・害虫の発生を極力抑えるため、消石灰等を散布</li> <li>・衛生上支障と判断される災害廃棄物が確認された場合には、ドラム缶・フレコンバッグ等の容器に封入し、優先的に処理</li> </ul>

### (3) 搬出

#### 1) 搬出先の確認

- 残り容量が少なく分別や受入れに支障が生じているもの、混廃化等管理状態の悪化により二次災害のリスクが高くなっているもの、腐敗性のもの（廃置等）については、優先的に受入先を確保し、搬出する。
- 搬出に関する仕様（廃棄物の種類、大きさ、運搬方法（バラ、袋等）等）を確認する。
- 搬出先及び搬出先までの運搬手段（車、コンテナ、船等）、運搬する主体、運搬ルート等を確認する。



アームロール車による搬出状況

(令和4年度訓練)

#### 2) 搬出ルールの検討

- 搬出時間を調整し、搬入車両と搬出車両の渋滞を防ぐ。
- 搬出した廃棄物量について、計量方法を決定しておく。(仮置場での計量、搬出先での計量、どちらも計量)
- 計量機を設置していない場合は、搬出開始までに設置する。

## 7. 委託する場合

仮置場の設置運営については、被災市町単独での対応は困難であることが想定されるため、他の自治体からの支援の受け入れや民間事業者等への委託を視野に検討する。また、あらかじめ業界団体等と協定を締結し、災害発生時の対応について協議や調整を行っておくことも重要である。

### (1) 発災当日

- ▶ 委託先の安否状況の確認。
- ▶ 仮置場の管理人員は、災害対策本部(総務省対口支援)、庁内他部署、シルバー人材センター、災害ボランティアセンター、近隣市町、民間事業者などと調整し確保。
- ▶ 災害廃棄物の管理体制(交通誘導・受付・場内誘導・荷下ろし等)と配員を調整。

### (2) 発災後数日内

- ▶ 仮置場の管理・運営は早期に民間事業者へ委託し、住民対応は庁内職員が対応。
- ▶ 民間業者への委託内容は、管理・運営全般とし、搬出車手配、搬出先確保、資機材の調達、人員の確保も含めたものとする。

参考 滋賀県が締結している災害時の廃棄物処理に関する協定一覧

協定締結先	協定名	締結日
一般社団法人滋賀県産業資源循環協会	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	平成25年8月27日
滋賀県環境整備事業協同組合	災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定	令和3年1月18日
湖北清掃事業協同組合	災害および感染症発生時における一般廃棄物の収集運搬等の支援に関する協定	令和3年1月18日
一般社団法人滋賀県解体工事業協会	災害時における被災建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	令和4年11月21日

#### 「事務の委託」または「事務の代替執行」

民間事業者への委託に加え、被災市町で対応困難な事態が生じたとき、当該市町は対応可能範囲を超える業務について「事務の委託」または「事務の代替執行」により、県に対して、災害廃棄物処理業務の実施を求めることができる。

(行政機能の状況、災害廃棄物発生量、処理体制、他市町や廃棄物処理業者団体等による処理支援の状況などを総合的に勘案しつつ受託の可否を判断される。)

出典：滋賀県災害廃棄物処理計画(平成30年3月、滋賀県)

【巻末資料1 災害廃棄物一次仮置場設置運営の手引きに関する参考文献】

文献	
仮置場の設置と留意事項（第一報）	平成23年4月、震災対応ネットワーク・国立環境研究所
仮置場の可燃性廃棄物の火災予防（第二報）	平成23年11月、震災対応ネットワーク・国立環境研究所
東日本大震災により発生した被災3県（岩手県・宮城県・福島県）における災害廃棄物等の処理の記録	平成26年9月、環境省東北地方環境事務所・一般財団法人日本環境衛生センター
いわき市における東日本大震災に係る災害廃棄物等の処理について（その1）	平成26年10月、災害廃棄物情報プラットフォーム（国立環境研究所）
東日本大震災における震災廃棄物処理の記録	平成28年3月 仙台市
災害廃棄物対策指針（改定版）	平成30年3月 環境省
滋賀県災害廃棄物処理委計画	平成30年3月 滋賀県
平成28年熊本地震による益城町災害廃棄物処理事業記録	平成30年3月 益城町
平成30年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務 報告書	平成31年3月 環境省中国四国地方環境事務所
一次仮置場の設置運営に係る手引き	令和2年6月 広島県
近年の自然災害における災害廃棄物対策について	令和2年10月、環境省
災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き	令和3年3月改訂 環境省

## 【巻末資料2 災害廃棄物対策指針(改訂版)資料編【18-3】】

### 仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項

仮置場は、被災後に初めて検討するのではなく、平時から候補地を選定し、必要面積や配置を検討するなどの事前準備を進めることで、災害発生時に円滑な運用が行えるようにしておくことが望ましい。このためには、平時から庁内関係部局等と事前調整を行っておくことも必要となる。

#### ■仮置場候補地の選定に当たってのポイント

##### 【平時】

- 以下の場所等を参考に、表1に示す条件を考慮して仮置場の候補地を選定する。
  - ① 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾等の公有地（市有地、県有地、国有地等）
  - ② 未利用工場用地等で、今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な私有地（借り上げ）
  - ③ 二次災害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域
    - ※空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等としての利用が想定されている場合もあるが、調整によって仮置場として活用できる可能性もあるため、これらも含めて抽出しておく。
- 都市計画法第6条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」を参考に仮置場の候補地となり得る場所の選定を行う方法も考えられる。
- 候補地の合計面積が災害廃棄物処理計画上の必要面積に満たない場合は、表1に示す条件に適合しない場所であっても、利用可能となる条件を付して候補地とするとよい。（例：街中の公園…リサイクル対象家電（4品目）等、臭気発生の可能性の低いものの仮置場としてのみ使用する等）

表1 仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目

項目	条件	理由	
所有者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公有地が望ましい（市区町村有地、県有地、国有地）が望ましい。</li> <li>● 地域住民との関係性が良好である。</li> <li>● （私有地の場合）地権者の数が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。</li> </ul>	
面積	一次仮置場	● 広いほどよい。（3,000㎡は必要）	● 適正な分別のため。
	二次仮置場	● 広いほどよい。（10ha以上が好適）	● 仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用	● 農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	● 原状復旧の負担が大きくなるため。	
他用途での利用	● 応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	● 当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。	
望ましいインフラ（設備）	● 使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 火災が発生した場合の対応のため。</li> <li>● 粉じん対策、夏場における熱中症対策のため。</li> </ul>	
	● 電力が確保できること。（発電設備による対応も可）	● 仮設処理施設等の電力確保のため。	
土地利用規制	● 諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	● 手続、確認に時間を要するため。	



項目	条件	理由
土地基盤の状況	● 舗装されているほうがよい。	● 土壌汚染、ぬかるみ等の防止のため。
	● 水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	
	● 地盤が硬いほうがよい。	● 地盤沈下が発生しやすいため。
	● 暗渠排水管が存在しないほうがよい。	● 災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
地形・地勢	● 河川敷は避けたほうがよい。	● 集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ● 災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
	● 平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	● 廃棄物の崩落を防ぐため。 ● 車両の切り返し、レイアウトの変更が難しいため。
	● 敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	● 迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状	● 変則形状でないほうがよい。	● レイアウトが難しくなるため。
道路状況	● 前面道路の交通量は少ないほうがよい。	● 災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
	● 前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	● 大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート	● 車両の出入口を確保できること。	● 災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート	● 高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾（積出基地）に近いほうがよい。	● 広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。
周辺環境	● 住宅密集地でないこと、病院、福祉施設、学校に隣接していないほうがよい。	● 粉じん、騒音、振動等による住民生活への影響を防止するため。
	● 企業活動や農林水産業、住民の生業の妨げにならない場所がよい。	
	● 鉄道路線に近接していないほうがよい。	● 火災発生時の鉄道への影響を防ぐため。
被害の有無	● 各種災害（津波、洪水、液状化、土石流等）の被災エリアでないほうがよい。	● 二次災害の発生を防ぐため。
その他	● 道路啓開の優先順位を考慮する。	● 早期に復旧される運搬ルートを活用するため。

### 【災害時】

- 災害時に候補地から仮置場を選定する場合は、以下の点を考慮する。
  - ① 被災地内の住区基幹公園や空地等、できる限り被災者が車両等により自ら搬入することができる範囲（例えば学区内等）で、住居に近接していない場所とする。
  - ② 仮置場が不足する場合は、被災地域の情報に詳しい住民の代表者（町内会長等）とも連携し、新たな仮置場の確保に努める。

### ■仮置場を開設するに当たってのポイント

災害時には、前項で示した点を考慮して選定した候補地の中から仮置場を選定して設置する。設置に当たってのポイントは、次のとおりである。

- 発災直後から排出される片付けごみの保管場所として、仮置場の開設は迅速に行う必要がある。
- 仮置場の開設に当たっては、場所、受付日、時間、分別・排出方法等についての広報、仮置場内の配置計画の作成、看板等の必要資機材の確保、管理人員の確保、協定締結事業者団体への連絡等、必要な準備を行った上で開設する。
- 迅速な開設を求められる中であって、住宅に近接している場所を仮置場とせざるを得ない場合には、周辺住民の代表者（町内会長等）あるいは周辺住民に事前に説明する。
- 仮置き前に土壌の採取を行い、必要に応じて分析できるようにしておく。
- 民有地の場合、汚染を防止するための対策と原状復旧時の返却ルールを事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。

## ■一次仮置場の配置計画（レイアウト）例

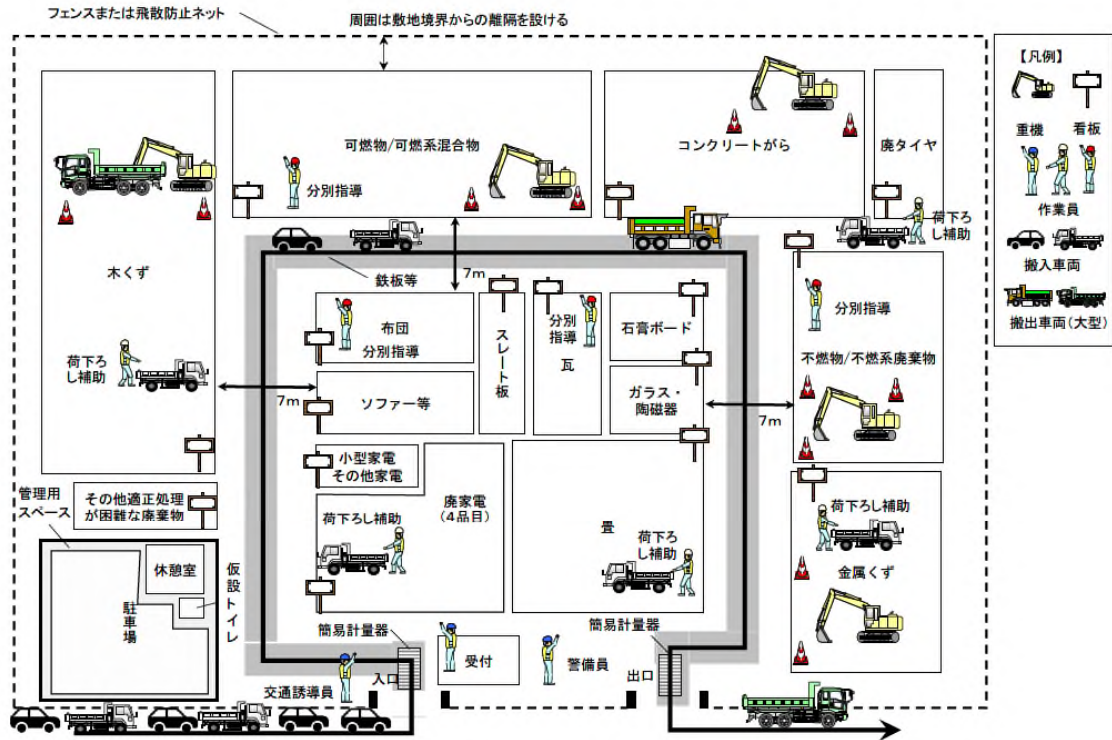
一次仮置場の配置計画（レイアウト）例及びその注意事項は以下のとおりである。

表2 一次仮置場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイント

<p><b>【人員の配置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 出入口に交通誘導員を配置し、入口に受付を設置する。</li><li>・ 分別指導や荷下ろしの補助のための人員を配置する。</li></ul> <p><b>【出入口】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で塞いだり、警備員を配置する。</li><li>・ 損壊家屋の撤去等に伴い発生した災害廃棄物を搬入する場合、その搬入量や搬出量を記録するため、出入口に計量器（簡易なものでよい）を設置する。なお、簡易計量器は片付けごみの搬入量・搬出量の管理にも活用可能であるが、住民による搬入時には渋滞等の発生の原因になることから、計量は必須ではない（省略できる）。仮置場の状況や周辺の道路環境を踏まえ判断する必要がある。</li></ul> <p><b>【動線】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 搬入・搬出する運搬車両の動線を考慮する。左折での出入りとし場内は一方通行とする。そのため、動線は右回り（時計回り）とするのがよい。場内道路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるよう配慮する。</li></ul> <p><b>【地盤対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 仮置場の地面について、特に土（農地を含む）の上に仮置きする場合、建設機械の移動や作業が行いやすいよう鉄板を手当する。</li><li>・ 津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が想定されることから、遮水シート敷設等による漏出対策について必要に応じて検討する必要がある。</li></ul> <p><b>【災害廃棄物の配置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 災害廃棄物は分別して保管する。</li><li>・ 災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保しておく。地震と水害では、発生量が多くなる災害廃棄物の種類は異なることから、災害の種類に応じて廃棄物毎の面積を設定する。</li><li>・ 災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は出入口近傍に配置するのではなく、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。</li><li>・ 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースを確保する。</li><li>・ スレート板や石膏ボードにはアスベストが含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないよう離して仮置きする。また、スレート板と石膏ボードが混合状態にならないよう離して仮置きする。またシートで覆うなどの飛散防止策を講じる。</li><li>・ PCB 及びアスベスト、その他の有害・危険物、その他適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。</li><li>・ 時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。</li></ul>
---

【その他】

- ・市街地の仮置場には、災害廃棄物処理事業の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の被災者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策をとる。フェンスは出入口を限定する効果により不法投棄を防止することに加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できるものもある。
- ・木材、がれき類等が大量で、一次仮置場で破碎したほうが二次仮置場へ運搬して破碎するよりも効率的である場合には、一次仮置場に破碎機を設置することを検討する。



※上図は、面積が1ヘクタール程度の一次仮置場を想定したものであり、水害の場合で発災から1～2ヶ月程度経過した時点想定したものである。  
 場内道路の幅員は災害廃棄物の搬入車両と搬出用の大型車両の通行も考慮し設定する。  
 面積が狭い場合は、品目を限定して複数の仮置場を運用してもよい。  
 可能であれば品目毎に1名の分別指導員を配置するのが望ましいが、配置が困難な場合は複数の品目を兼務したり、分別指導と荷下ろし補助を兼務させる等の対応が必要である。  
 地震災害の場合、上記に示した廃タイヤや布団、ソファ等、畳等は便乗ごみとして排出される可能性があるため、配置計画に当たってはこれらを除外することを含めた検討が必要であり、それは災害毎に必要であることに留意する。

図 1-1 一次仮置場の配置計画（レイアウト）例

## ■二次仮置場の配置計画（レイアウト）例

二次仮置場の設置・管理・運営は、民間事業者へ発注されることが多い。発注に当たっては、災害廃棄物処理を効率的に行うことができるよう敷地の広さ、形状に適した配置とする。また、災害廃棄物の保管期間や処理期間を考慮し、周辺環境への影響を低減するように検討、計画する必要がある。なお、処理施設の規模は、災害廃棄物量の推計値が変動することを踏まえ、一定期間経過後に見直すことを前提として発注することを検討しておくことが望まれる。

二次仮置場の配置計画（レイアウト）検討の際のポイントを表3にまとめた。これらのポイントを踏まえた二次仮置場のレイアウトイメージを図2に示す。

表3 二次仮置場の配置計画（レイアウト）を検討する際のポイント

<p><b>【受入品・選別品保管ヤード】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 受入品保管ヤードの面積は、祝祭日の搬入停止や、重機等による粗分別を行う前処理期間等を考慮して設定</li><li>・ 敷地内の土壌汚染を防ぐため、保管ヤード下部のシート設置、アスファルト舗装等を実施</li><li>・ 選別品保管ヤードは、品目毎に設け、搬出量とのバランスを考慮して設置</li></ul> <p><b>【処理施設ヤード】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 場内運搬を少なくするため、処理施設（破碎・選別、手選別、焼却）は、処理の流れにしたがって配置</li><li>・ 焼却炉は周辺環境への影響が少ない場所を選定して設置</li><li>・ 焼却炉の周辺には、可燃物の保管ヤード、焼却灰の保管ヤード等を隣接して配置</li><li>・ 冬期の風雪への対策として、手選別ラインを仮設ハウスや大型テント内に設置</li><li>・ 敷地内の土壌汚染を防ぐため、処理ヤード下部のシート設置、アスファルト舗装等を実施</li></ul> <p><b>【管理ヤード】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務所棟、駐車場、計量設備等は出入口周辺に集約して配置</li><li>・ 計量設備は、運行計画等を基に必要な台数を設置</li><li>・ 計量設備の手前に滞留スペースを設け、通行車両と計量車両との動線を分離</li><li>・ 場内出口付近に、タイヤ洗浄設備を設置</li></ul> <p><b>【その他ヤード】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 主要な場内道路は一方通行として計画。また、車線数は2車線とし、荷下ろし中の車両がいても通行できる幅員を確保</li><li>・ 仮置場への入退場車両による出入口前面道路の渋滞を防止するため、左折入場となるよう運搬経路を計画（転回路を設けた事例もある）</li><li>・ 住居が仮置場に近接する場合は、防音設備を設置</li><li>・ 粉じんの飛散や泥の引きずりを防ぐため、主要な場内道路はアスファルトで舗装</li><li>・ 散水車による定期的な散水を実施</li><li>・ 廃棄物の飛散を防止するため、外周部に仮囲いや飛散防止ネットを配置して飛散を防止</li><li>・ 保管ヤードや処理ヤードの降雨水がそのまま周囲に流出しないよう側溝を設けるとともに、必要に応じて流末に水処理施設を設置</li><li>・ 地盤沈下箇所については、嵩上げや地盤改良等を実施</li></ul>
---

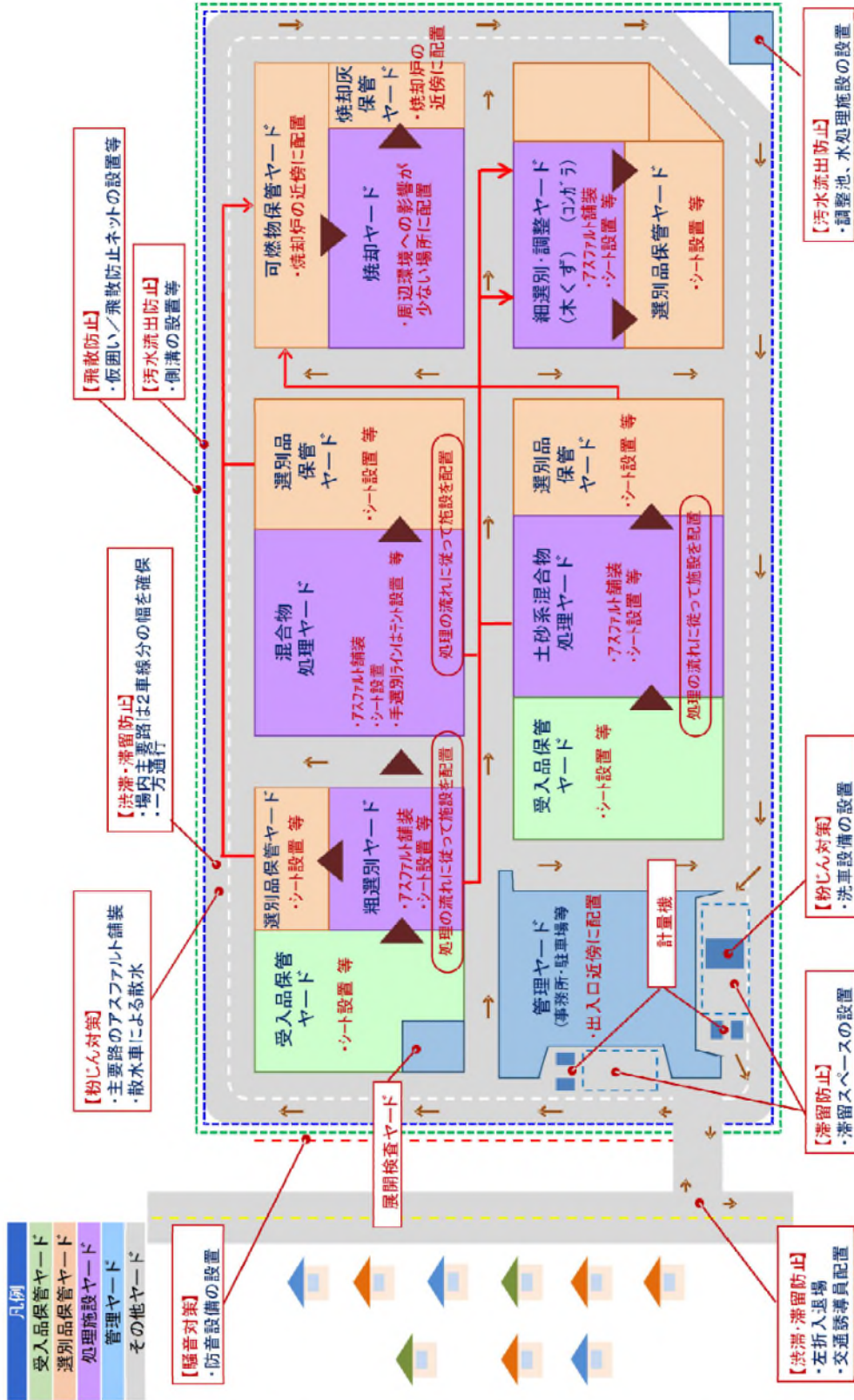
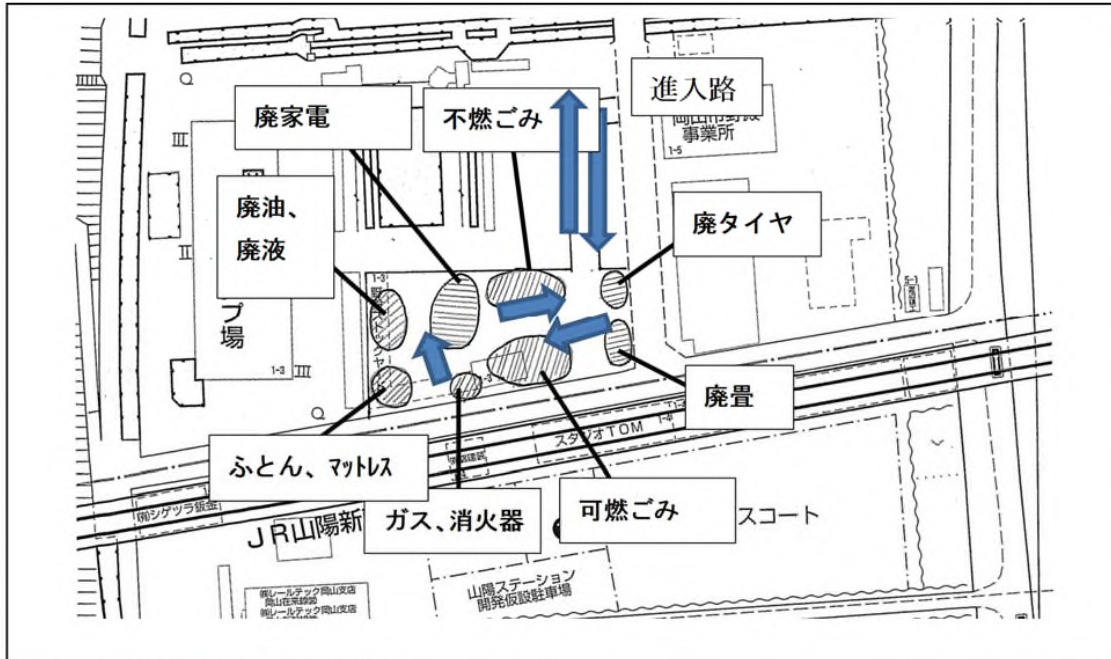


図2 二次仮置場の配置計画（レイアウト）例

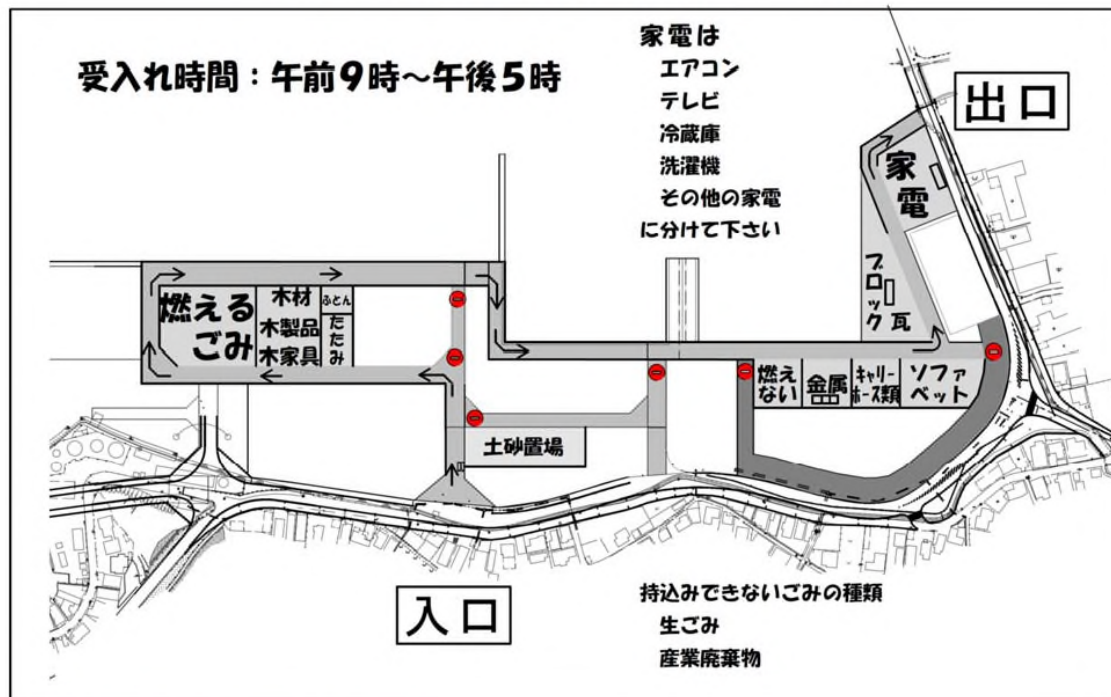
【巻末資料3 仮置場レイアウトの事例】

図表 102 西部リサイクルプラザ（岡山市） 1,465 m<sup>2</sup>



(資料) 岡山市 (2019/2/6 提供)

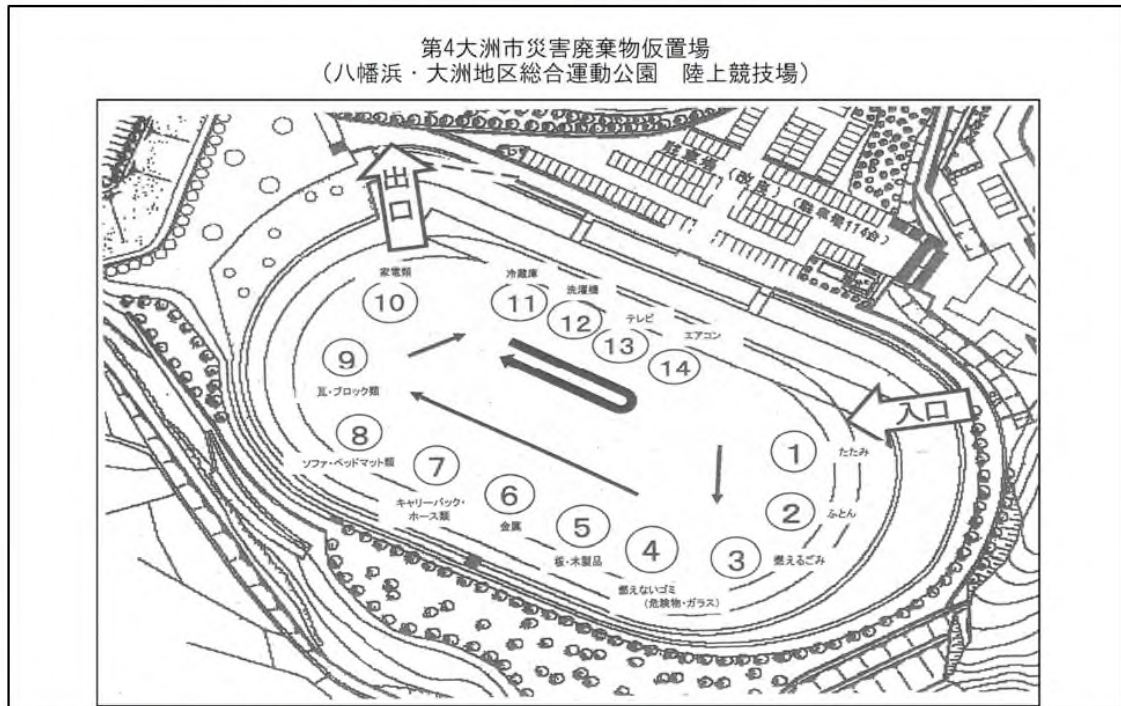
図表 105 仮置場（宇和島市, 名称非公開） 21,400 m<sup>2</sup>



(資料) 宇和島市 (2019/2/5 提供)

出典：平成 30 年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務 報告書（平成 31 年 3 月 環境省中国四国地方環境事務所）

図表 106 平野運動公園陸上競技場 (大洲市) 16,000 m<sup>2</sup>



(資料) 大洲市HP「災害廃棄物分別位置図 (平野運動公園陸上競技場)」(2018/8/29 確認)

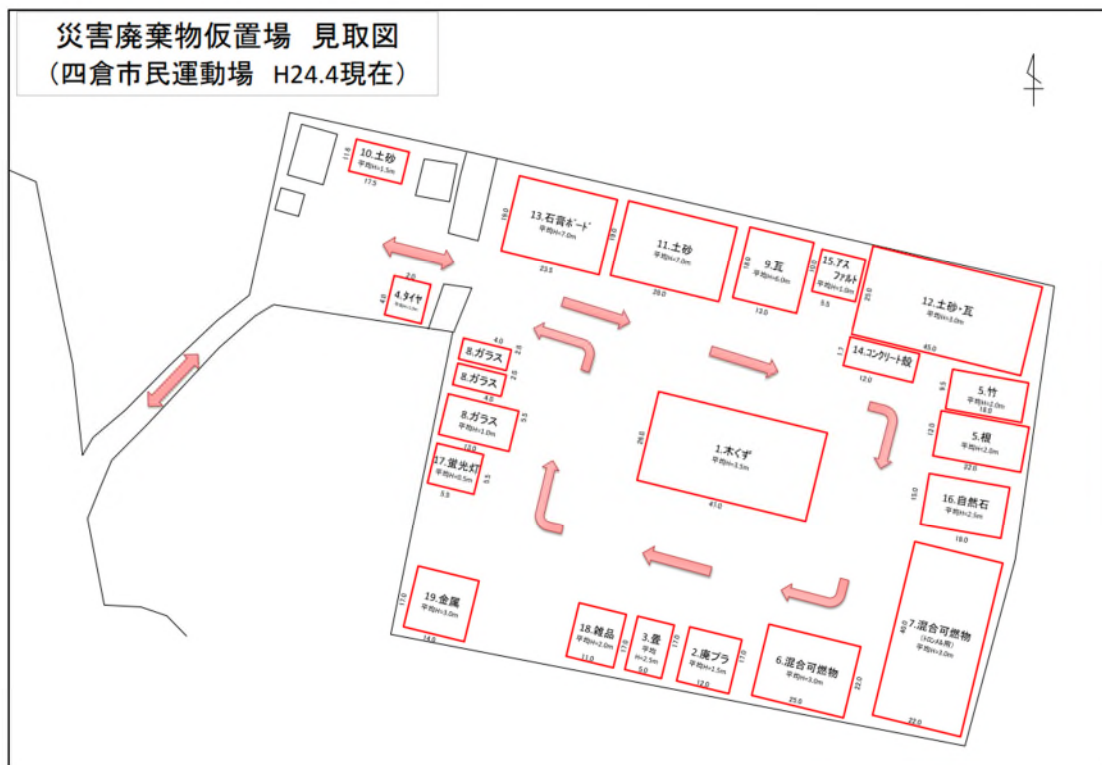
図表 108 吉備路クリーンセンター (倉敷市) 15,000m<sup>2</sup>



(資料) 倉敷市 (2019/2/7 提供)

出典：平成 30 年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務 報告書 (平成 31 年 3 月 環境省中国四国地方環境事務所)





いわき市四倉市民運動場（内陸部） 災害廃棄物仮置場 見取図

出典：いわき市における東日本大震災に係る災害廃棄物等の処理について（その1）（平成 26 年 10 月、災害廃棄物情報プラットフォーム）

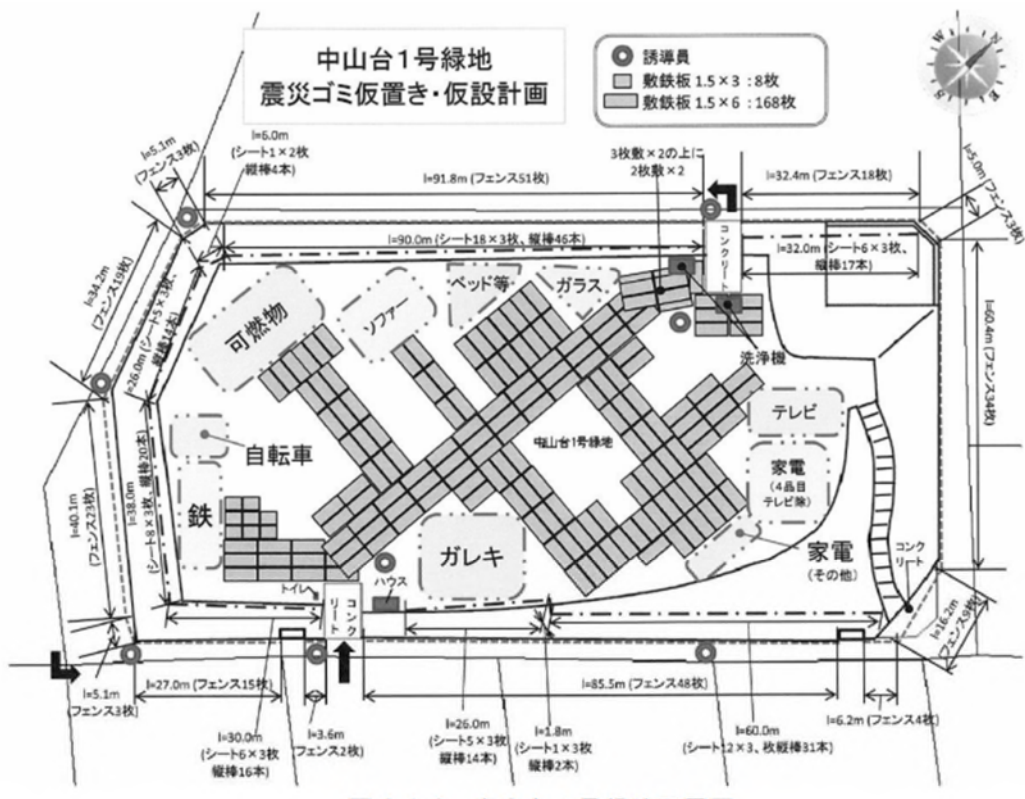


図 4-1-3 中山台 1号緑地配置図

出典：「東日本大震災における震災廃棄物処理の記録」（仙台市）



図 4-1-4 鶴ヶ谷中央公園配置図

出典：「東日本大震災における震災廃棄物処理の記録」（仙台市）